

国スポ代表選手選出について

1. 下記項目を満たしている選手を、長野県国スポ選手として選出する。
 - ①長野県代表選手とし、日頃の行動、態度、姿勢等が優れていること。
 - ②長野県代表選手としての試合態度、ファイティングスピリットを持っていること。
 - ③国スポ第一次予選会、第二次選考会等に参加し、優秀な成績であること。
2. 少年の部第二次選考会は、全日本ジュニア県予選、新人県大会、県ジュニア選手権、国スポ予選、県高校総体、中部日本Jr予選、においてシングルスベスト4入賞者、に該当する選手で行う。
3. 成年の部第二次選考会は、以下に掲げる選手により行う。
 - ①補欠を含む前年度の代表選手4名
 - ②第一次選考会における上位選手4名
 - ③競技力向上委員会で、特別推薦する選手
4. 選手の選考は、下記のように行う。
 - ①成年は第二次選考会において、1位、2位の選手は内定とし、残り一人については過去の戦績等も考慮する。
 - ②少年は以下の3項目(ア～ウ)のうち2つ以上を満たす選手は内定とし、残りの選手については以下の4項目(エ～キ)を参考に内定とする。
 - ア、前年度の全日本卓球選手権ジュニアの部でベスト16以上
 - イ、当年度の国スポ第一次選考会において優勝
 - ウ、当年度の県総体において優勝
 - エ、当年度の国スポ第一次選考会
 - オ、当年度の県総体
 - カ、当年度の北信越高校総体
 - キ、当年度の国スポ第二次選考会
5. 予備登録選手の決定も、競技力向上委員会と強化対策本部にて協議して行う。
6. 監督の決定は、競技力向上委員の中から、競技力向上委員会と強化対策本部にて協議して行う。
ジュニア強化について

1. 方針

北信越ブロック国スポを突破し、本国スポで得点を獲得できるような選手育成を、長期計画のもとで行う。

2. 強化指定選手の認定について

- ①目的: 選手及び母体指導者のモチベーションを高めるために制定する。
- ②選出基準
 - (1)長野県卓球連盟登録者及び登録チームであること。
 - (2)選考は、「強化指定選手選出基準及び取得ポイント表」を判断し、競技力向上委員会で選考する。
 - (3)強化指定選手の数
 - *小学生・中学生・高校生(男女各15名程度)
 - (4)年度途中に、追加認定、または資格をなく奪することもある。
- ③有効期間: 4月1日～3月31日とし、毎年検討し、認定証を授与する。
- ④特典
 - (1)指定選手及びチームは、連盟主催または共催強化事業に優先的に参加でき、費用の補助を受けられる。
 - (2)強化指定選手には、Tシャツ・靴下・ボール等(各年ごと変更あり)を授与する。

3. 特別強化指定選手の認定について

- ①目的: 2028年度開催の長野国スポ代表選手としての資質と能力を重点的に強化するために制定する。
- ②選出基準
 - (1)長野県強化指定選手のうち、長野国スポ(少年の部)の該当学年(2026年度に中1～高1)であること。
 - (2)過去(2022年度以降)の下記大会において、条件を一つでも満たす者。
 - ア、全日本カデット、全国ホープス等の日本卓球協会主催の全国大会でベスト16以上
 - イ、北信越、中部日本等のブロック大会でベスト4以上
 - ウ、東京オープン、大阪オープン、名古屋オープン、伊藤美誠杯においてベスト8以上
 - (3)選出人数: 男子4名、女子4名までとする。
- ③有効期間: 2028年度末まで自動継続(原則)
- ④特典
 - (1)年間12万円の強化費を援助する。
 - (2)上記選出基準に定める大会の参加料および宿泊費・交通費として最大2万円まで援助する。
ただし、2028年度までの各年度における予算範囲内で執行額を決定する。
- ⑤認定解除: 本人の辞退もしくは県内の中学校・高校に進学する意思がない場合は、双方の合意のもとで認定を解除する。

4. 強化事業について

- (1)強化スタッフが技術指導を行う。
- (2)強化スタッフ以外の指導者またはトレーナーも招聘する。
- (3)選考された選手の本人及び指導者からの辞退を妨げないものとする。
- (4)強化事業については、母体指導者も自由に参加できるものとする。
- (5)特別強化指定選手は県強化指定校の県外遠征等に帯同できる。